

電子申告 R4 Ver.19.14（法人税 e4、相続税 e1）の予定

相続税の電子申告等の対応予定についてご連絡いたします。
また、併せて、法人地方税の様式改正の対応を実施します。

1. 発行プログラム

■電子申告 R4

システム名	バージョン
電子申告 R4	19.14

※ ライセンスは前回バージョンから変更ありません。19.1 用のライセンスが必要です。
※ E i ボード Ver.19.20 以上の環境が必要です。

■電子申告更新用

システム名	バージョン	更新の対象
法人税 R4 R01 電子申告更新用プログラム	e4	19.30 以降
相続税 R4 R01 電子申告更新用プログラム	e1	19.11 (※) 以降

※ 相続税 R4 Ver.19.11 は、同日（12/9）ダウンロード公開予定です。

2. 日程（予定）

2019年12月9日（月）
※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。

3. 相続税の電子申告（概要）

2019年10月から、相続税の申告書が電子申告で提出できるようになりました。

3-1. 対象年分

令和元年（平成31年）分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）

3-2. 電子申告可能な申告書等

一般の場合（相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける人がいない場合などを言います）に使用する申告書が対象となります。

相続税 R4 R01（19.1）対応帳票等の一覧（○印が電子申告受付対象となる帳票）	
○ 第1表、（続）	第8の6表の付表1
第1表の付表1	第8の6表の付表4
○ 第1表の付表2	第8の7表
○ 第2表	第8の8表
第3表	○ 第9表
○ 第4表	○ 第10表
○ 第4表の付表	○ 第11表
○ 第4表の2	○ 第11の2表

○ 第5表	○ 第11・11の2表の付表1、(続)、(別表)
第5表の付表	第11・11の2表の付表2
○ 第6表	第11・11の2表の付表2の2
○ 第7表	第11・11の2表の付表3
○ 第8表	第11・11の2表の付表3の2
第8の2表	第11・11の2表の付表4
第8の2表の付表1	第12表
第8の2表の付表2	○ 第13表
第8の2表の付表3	○ 第14表
第8の2の2表	○ 第15表、(続)
第8の2の2表の付表1	○ 税務代理権限証書
第8の2の2表の付表2	○ 添付書面33の2 第1項
第8の6表	○ 添付書面33の2 第2項

■添付書類（戸籍謄本等）のイメージデータ（PDF形式）添付

戸籍謄本などの法定添付書類の他、申告に必要な書類についてもイメージデータ（PDF形式）により、提出することができます。

イメージデータで送信可能な添付書類については、国税庁HP（下記リンク）よりご確認ください。

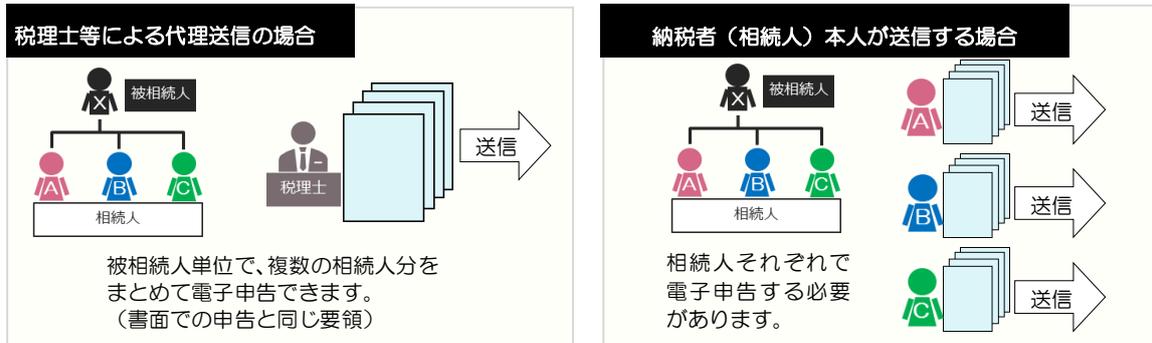
▼イメージデータにより提出可能な添付書類 相続税申告

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

なお、上表の受付対象外の帳票に関しては、イメージデータ添付の対象外のため、ファイル添付ではなく、別途郵送等での対応が必要です。ご注意ください。

3-3. 申告の方法

税理士等による代理送信の場合に限り、複数の相続人分の申告をまとめて行うことができます。納税者本人が送信をする場合は、相続人ごとに電子申告を行う必要があります。



4. システムの対応内容（予定）

相続税 R4 では「税目：相続税」について電子申告出力の対応、電子申告 R4 では相続税データの取り込みに対応します。

なお、法人税については、法人地方税の様式改正の対応を行います。

4-1. 相続税 R4 の対応

同日にリリースする「相続税 R4 本体 Ver.19.11」と「相続税 R4 電子申告 Ver.e1」の2つセットで相続税電子申告出力の対応を行います。

相続税 R4 の場合、相続人それぞれに国税利用者識別番号の記載が必要になることから、Ver.19.11では相続人入力に国税利用者識別番号欄を追加します。

▼相続税 R4 相続人情報登録

No.	フリガナ	生年月日				
1	サンプル ハナコ	昭和20年10月10日				
No.	氏名 ※	年齢				
1	サンプル 花子	74 歳				
No.	郵便番号住所	電話番号	職業	法人個人区分	個人番号	利用者識別番号
1	038-0001 青森県青森市新田5-5	0177 - 55 - 5555		<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人	1000 0000 0005	1111 1111 1111 1111

その他、「利用区分・銘柄等」の入力仕様の変更等、電子申告対応に伴う変更がいくつかありますので、Ver.19.11 にバージョンアップ後、電子申告出力する場合は確認が必要です。

詳しくは、相続税 R4 のシステムインフォメーションをご確認ください。

4-2. 電子申告 R4 の対応

[03.作成・確認] タブに [相続税] ボタンを追加し、相続税データの取り込みを行えるようにします。

▼電子申告 R4 [03.作成・確認] タブ

※一括処理での相続税取り込みには対応していません。

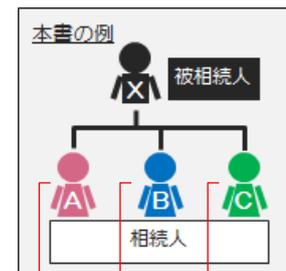
[相続税] ボタンは納税者個別選択のみで使用することができます。

■電子申告する納税者（相続人が複数いる場合）

右図のように相続人が複数人いるような相続案件を税理士等の代理申告により電子申告する場合、相続人のいずれか一人が代表相続人となり、その方が代表して電子申告をします。

電子申告 R4 では、その代表して電子申告する方を納税者登録し、データ取込～電子署名・送信を行います。

(代表の方以外の相続人では取込・送信は行いません。)



いずれか一人が代表して電子申告をします。

■受付結果

相続税の受付結果は、相続人それぞれに発行されます。(=代表して電子申告した方以外の相続人にも発行されます。)

代理送信した税理士等には、相続人全員分(本書の例では3人分)の受付結果が発行されます。

4-3.法人税 R4 電子申告プログラムの対応

第6号様式別表5(所得金額に関する計算書)など、令和元年度で変更された様式の受付が開始されましたので、変更後の様式で電子申告できるようにします。

※いずれも、法人税 R4 Ver.19.30 では、入力画面、印刷ともに対応済みです。

現在は、eLTAX 側で新様式での受付がされていないため、旧様式に変換した上で電子申告出力しています。

以上、よろしくお願いたします。